

総会開催結果

作成日：令和3年2月26日

1	総会名	令和3年2月 大槌町農業委員会定例総会			
2	開催日時	令和3年2月24日（水） 午前10時00分			
3	開催場所	大槌町役場3階 中会議室			
4	出席者の 状況 ○：出席 ×：欠席	農 業 委 員			
		議席番号	役 職	氏 名	出欠
		8	会長	佐々木 重吾	○
		7	会長職務代理者	阿部 義正	○
		1		三浦 英俊	○
		2		阿部 成子	○
		3		北田 和紀	○
		5		藤原 長英	○
		6		兼澤 修悟	○
		農地利用最適化推進委員			
			担当地域	氏 名	出欠
		金沢		三浦 幸保	○
				阿部 美智子	○
		小鍬		藤原 市之助	○
				川崎 郷泉	○
上京・町方・吉里吉里・浪板		佐々木 和之	○		
		三浦 茂男	○		
	農業委員会事務局	事務局長 道又 英樹	主幹 祝田 茂		
5	議 事		付議	承認	
6	報 告				
	議 案	【議案第21号】 農地法第4条の規定による許可申請について	1	1	
		【議案第22号】 農地法適用外証明書について	1	1	
		【議案第23号】 利用権設定について	2	2	
		【議案第24号】 農地中間事業の推進に関する法律第19条第3項に係る農用地利用配分計画（案）について	3	3	
6	その他	・連絡事項等（次回の現地調査、総会の日程）			

総 会 議 事 録

【議 長】

おはようございます。

定刻となりましたので、只今より令和3年2月大槌町農業委員会総会を開催いたします。

本日の農業委員の出席状況を報告いたします。委員の定数7名のうち7名の出席で過半数に達しておりますので、本日の総会は成立しておりますことを報告いたします。

【議 長】

日程第1 会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。令和3年2月総会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なしという声あり)

異議なしと認め、会期は、本日1日間と決定いたしました。

【議 長】

日程第2 議事録署名委員の指名を行います。

それでは、私から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしという声あり)

ご異議ございませんので、2番 阿部成子委員と 3番 北田和紀委員を指名いたします。

【議 長】

日程第3 諸般の報告を行います。

では、事務局、お願いいたします。

《事務局長》

(資料 4 ページを読み上げ。)

【議 長】

続きまして、日程第 4 議案第 21 号「農地法第 4 条の規定による許可申請」について事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

《事務局長》

(以下、『議案書』議案第 21 号番号 1 を読み上げ)

資料 7 ページから 8 ページの「農地法第 5 条の規定による許可申請に係る意見書・調査書」をご覧ください。

3 「転用事項」(1) の「用途」ですが、2 の「農家住宅用地」に、4 「許可基準からみた意見と理由」(1) の「農地の区分」は令和 3 年 2 月 9 日に農業振興地域の農用地から除外され、「10ha 以上の一団の農地」であることから第 1 種農地に該当します。(2) の転用目的ですが、集団的に存在する農地を蚕食(さんしょく)し、又は分断するおそれのない住宅等で集落に接続して設置。

(3) の「目的実現の確実性」については、転用申請者は、資金計画についても金融機関からの融資見込書で確認しており、確実性は判断できると見込まれます。

【議 長】

只今の事務局の説明に関連して、これの立会に当たられました、三浦英俊委員、北田和紀委員から所見を伺います。

【委員】

現在申請者が住んでいる所は住宅建設出来ない場所。農地から宅地に適している土地を探した。土砂災害、水害災害が無い場所なので、宅地としても安心だと考えるので許可してもいいと思います。

【議 長】

それでは、質疑に入ります。只今の事務局説明、立合委員からの説明について、発言のある方は、挙手願います。

【A 委員】

町水道が通っている場所なのか。

【B 委員】

町水道が通ってない。以前金沢の知人宅が自分で水道を設置したと聞いたので、水道局の担当者に相談した。補助金申請可能地域だと説明されたので、自分で設置する予定。

【議 長】

よろしいですか。それでは、採決いたします。

原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員賛成)

全員賛成ですので、「許可相当」として沿岸広域振興局へ進達します。

【議 長】

続きまして、日程第5 議案第22号「農地法の適用外証明願」について、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

《事務局長》

(以下、『議案書』議案第22号番号13を朗読)

【議 長】

只今の事務局の説明に関連して、これの立会に当たられました、三浦英俊委員、北田和紀委員から所見を伺います。

【委 員】

地目は田んぼですが、現状は仮設道路として一部使用されている。農地としても活用されていない状況なので、適用外でいいと思います。

【議 長】

農地法の適用外証明願いに基づく証明の検討事項について、事務局から補足説明をお願いいたします。

《事務局長》

農地法の適用外証明の範囲に掲げる、「法令により転用制限の例外とされており、農地統制の適用を受けないで、農地又は採草放牧地以外のものになっている土地」に該当すると判断されますので、証明をしても問題ないと思われま

【議長】

それでは、質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は、挙手願います。

(質問、意見なし)

よろしいですか。それでは、採決いたします。

原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員賛成)

全員賛成ですので、「相当」として「農地法の適用外証明願いに係る現地確認書」の(写し)を沿岸広域振興局へ送付いたします。

【議長】

続きまして、日程第6 議案第23号「利用権設定」について、番号7番について、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

《事務局長》

(以下、『議案書』議案第23号番号7を朗読)

【議長】

それでは、質疑に入ります。只今の事務局からの説明について、発言のある方は、挙手願います。

【C委員】

家族内の使用貸借権だが、経営継承ではないのか。何か理由があるのか。

【立合委員】

支払い関係で息子さんが耕作している事実があった方がいい為、利用権設定にしてもらいたいと申請者からの要望だった。

【A 委員】

10年の契約だということだが、親御さんが亡くなったら、どうなるのか。

《事務局長》

基本は、相続として申請。農家台帳では、土地を1町歩以上持っている所以で農業委員会では支障がない。面積が多いので、放置されたら困るので徐々に多面的に助言しながら進めて行きたいと考えている。

【A 委員】

自動解除になるのか。

《事務局長》

相続登記すれば、利用権が無くなるのか、死亡した場合時に無くなるか現地点では、はっきりしない。

【A 推進委員】

お父さんではなく、息子さんが亡くなった場合はどうなるのか。

《事務局長》

その場合は契約が切れる。再度、他の人と契約することになります。

【議 長】

よろしいですか。それでは、採決いたします。

原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員賛成)

全員賛成ですので、原案のとおり可決いたしました。

【議 長】

続きまして、番号8番について、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

《事務局長》

(以下、『議案書』報告第23号番号8を朗読)

【議長】

それでは、質疑に入ります。只今の事務局からの説明について、発言のある方は、挙手願います。

【A委員】

■さんと■さんは■(きょうだい)なのか。

【B委員】

2人は■で、■さんは金沢の■、■さんは■で家庭を持っている。

ピーマンの栽培を二人ではじめる、農業委員会としては、明るい話題になる。

【C委員】

新規就農者用の補助金について、二人に教えて欲しい

《事務局長》

産業振興の農業担当に話をしている。補助申請をして、申請が通れば年間150万(2回に分ける)支給になる。

【A委員】

農協に出す時は、二人連名なのか。別々の事業として申請するのか。個々の経営とするのか。2人が損しないように助言して欲しい。

【委員】

農協に相談しながら、慎重に進めた方がいいと思います。

【A委員】

去年 新規就農希望者がいたが どうなったのか。■さんが土地を

探していたんじゃないかったか。

《事務局長》

先週 金沢と上京の土地を下見してきた。直ぐにも手続きしたい様子だった。

【B 委員】

■■■■さんがハウスを貸したいと言っていた。被布が剥がれているので、借り主が修理して借りることになると聞いた。

【C 委員】

研修会に■■■■さんが参加していた。■■■■さんのハウスを借りることは決まっていると話していた。何を作るのか。

《事務局長》

基本はピーマンやじゃがいもなどの畑作らしい。

【議 長】 よろしいですか。それでは、採決いたします。

原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員賛成)

全員賛成ですので、原案のとおり可決いたしました。

【議 長】

続きまして、日程第7 議案第24号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に係る農用地利用配分計画(案)」についてですが、大槌町農業委員会会則 第17条「委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することが出来ない。」により、私、佐々木重吾が退出いたします。

このことにより、阿部義正会長職務代理者に議長をお願いいたします。

【議 長 (阿部会長職務代理者)】

佐々木重吾会長に代わりまして、議長代理を務めさせていただきます。よろしく申し上げます。

それでは、番号3について、事務局より議案の朗読と説明を願います。

《事務局長》

(以下、資料6ページの『議案書』 第24号 番号3を朗読、説明。)

【議長(阿部会長職務代理者)】

それでは、質疑に入ります。只今の事務局説明について発言のある方は、挙手願います。

(質問、意見なし)

よろしいですか。それでは、採決いたします。

原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員賛成)

全員賛成ですので、原案のとおり決定いたしました。

【議長(阿部会長職務代理者)】

続きまして、番号4番について、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

《事務局長》

(以下、資料6ページの『議案書』 議案第24号 番号4番を朗読)

【議長(阿部会長職務代理者)】

それでは、質疑に入ります。只今の事務局からの説明について、発言のある方は、挙手願います。

(質問、意見なし)

よろしいですか。それでは、採決いたします。

原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員賛成)

全員賛成ですので、原案のとおり可決いたしました。

【議 長（阿部会長職務代理者）】

続きまして、番号5番について、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

《事務局長》

（以下、資料6ページの議案書 議案第24号 番号5番を朗読）

【議 長（阿部会長職務代理者）】

それでは、質疑に入ります。只今の事務局からの説明について、発言のある方は、挙手願います。

【A 委員】

使用賃貸期間が違うのは、なぜか。

《事務局長》

契約内容の変更はなく、設定者の変更のみのため、契約開始期間の変更にしました。

【議 長（阿部会長職務代理者）】

よろしいですか。それでは、採決いたします。

原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（全員賛成）

全員賛成ですので、原案のとおり可決いたしました。

それでは、佐々木重吾会長にお戻りいただきます。

（佐々木重吾会長、入室）

【議 長】

阿部義正会長職務代理者、ありがとうございました。

本日の議案は、以上です。

その他として、何かありますか。

《事務局長》

●今後の予定・・・資料 18 ページを参照

【議長】

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって、農業委員会 2 月総会を閉会いたします。ご苦勞様でした。

11 時 00 分終了